



第110回 定時株主総会

招集ご通知

日本トランスシティ株式会社

開催日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

開催場所 三重県四日市市霞二丁目1番地の1
四日市港ポートビル2階大会議室

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役4名選任の件

議決権の行使について

当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができます。

議決権行使期限：2024年6月26日（水曜日）午後5時15分まで

目 次

第110回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	9
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告	35

(証券コード9310)
2024年6月6日

株 主 各 位

三重県四日市市霞二丁目1番地の1
日本トランスシティ株式会社
取締役社長 安 藤 仁

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.trancy.co.jp>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順にご選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本トランスシティ」または「コード」に当社証券コード「9310」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、2024年6月26日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 三重県四日市市霞二丁目1番地の1 四日市港ポートビル2階大会議室
3. 株主総会の目的事項
- 報 告 事 項
- 1.第110期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第110期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役4名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- 次頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

ログイン用QRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

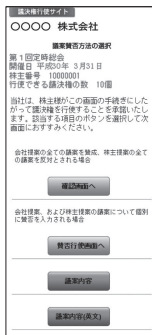
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

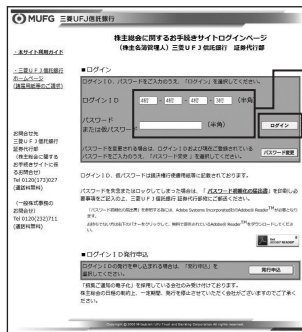
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的な配当を基本とし、今後の経営環境の変化を踏まえ、財務体質の強化にも配慮しつつ、長期的・総合的な視野に基づく配当を実施してまいりました。

当期の期末配当金につきましては、これらの考え方に基づき、また、株主の皆さまのこれまでのご支援にお応えするため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額444,816,561円

なお、中間配当金（1株につき6円）と合わせまして、当期の年間配当金は当社普通株式1株につき13円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役伊藤久弥、永田昭夫、油家正、松村格の4名の任期が満了いたしますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	 なが た あき お 永 田 昭 夫 (1948年9月15日生)	1973年2月 (旧)監査法人東海第一監査事務所入所 1976年3月 公認会計士登録 1988年8月 (旧)中央新光監査法人代表社員 2007年8月 (旧)あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)代表社員 2011年6月 同監査法人退所 2011年7月 公認会計士事務所開業 2012年6月 当社監査役 (現在) <重要な兼職の状況> パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役 竹田 i P ホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)	10,152株
[社外監査役候補者とした理由] 永田昭夫氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、財務・会計にも精通していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。			
2	 あぶら や ただし 油 家 正 (1948年3月5日生)	1971年12月 三重県庁入庁 2003年6月 三重県地域振興部理事 株式会社サイバーウェイブジャパン取締役社長 2005年4月 三重県環境森林部長 2007年3月 三重県庁退庁 2007年4月 (旧)財団法人三重県環境保全事業団(現 一般財団法人三重県環境保全事業団)理事長 2014年7月 同事業団相談役 2016年3月 同事業団相談役退任 2016年6月 当社監査役 (現在)	7,502株
[社外監査役候補者とした理由] 油家正氏は、長年にわたり三重県の要職を歴任するとともに会社経営にも関与し、退職後も財団法人三重県環境保全事業団の理事長を務めるなど、豊富な経験・幅広い見識等を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	※  も り い か つ や 師 井 勝 也 (1966年7月19日生)	1991年 4 月 当社入社 2010年 6 月 四日市海運株式会社出向、同社常務取締役 2015年 6 月 当社関連事業部長 2018年 6 月 当社人事部長 (現在)	19,934株
[監査役候補者とした理由] 師井勝也氏は、長年にわたり当社の管理本部において従事するとともに子会社において財務・経理業務を含めた管理運営全般に携わるなど、豊富な経験・幅広い見識等を有しており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を監査役候補者いたしました。			
4	※  い と う と も か ず 伊 藤 友 一 (1955年5月25日生)	1983年 4 月 弁護士登録（三重弁護士会） 1983年 4 月 (旧)和藤法律事務所(現 諏訪法律事務所)入所 2000年 4 月 同事務所所長 (現在) <重要な兼職の状況> 諏訪法律事務所 所長	0株
[社外監査役候補者とした理由] 伊藤友一氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士事務所所長として豊富な経験・幅広い見識等を有し、企業法務にも精通していることから社外監査役として職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外監査役候補者いたしました。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※印は新任の監査役候補者であります。

3. 永田昭夫、油家正、伊藤友一の3氏は社外監査役候補者であります。

なお、永田昭夫、油家正の両氏は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。

また、伊藤友一氏につきましても両取引所の定めに基づき独立役員の要件を満たしており、当社は独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

4. 当社は、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を永田昭夫、油家正の両氏との間で締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、伊藤友一氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社監査役を含む被保険者の地位に基づき行った行為（不作為含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお当該保険契約の保険料は全額当社が負担いたします。
6. 永田昭夫、油家正の両氏は現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって永田昭夫氏が12年、油家正氏が8年となります。

＜ご参考＞ スキルマトリックス

本総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成ならびに各取締役および各監査役が備えるスキルは、以下のとおりです。

氏名		経営・戦略	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスク・ファシリティ	人事・労務・人材開発	グローバル	I T・デジタル	サステナビリティ
取締役	安藤 仁	○	○					○	
	伊藤 豊久			○	○				○
	小林 長久	○	○				○		
	小川 謙	○	○			○			
	豊田 長康	○							○
	武内 彦司			○					○
	出口 綾子					○	○		
監査役	安岡 隆一	○	○	○					
	永田 昭夫			○	○				
	油家 正			○					○
	師井 勝也				○	○		○	
	伊藤 友一				○	○			

※各人が有するスキルのうち、特に強みがあるものを2～3個（最大3個）記載しております。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、半導体の供給制約の緩和による自動車生産の増加やインバウンド需要の回復を背景に緩やかな回復傾向となりました。一方で、エネルギーや原材料などの価格高騰による物価上昇、円安の継続などにより、個人消費や設備投資などの内需は停滞するなど、依然として先行き不透明な状況が続きました。

こうした経済環境下におきまして、物流業界では、物価上昇による個人消費低迷や、製造業における生産調整などが影響し、荷動きは鈍化しました。加えて燃料価格や資材費などの高騰が影響し厳しい状況が続きました。

このような事業環境のなか、当社グループにおきましては、「中期経営計画」で掲げた経営戦略に基づき、様々な施策を実施いたしました。

具体的には、1. 収益基盤の拡充によるトップライン向上【重点（産業）分野への取組み】といたしまして、化学品物流への取組み強化として、輸出入におけるコンテナラウンドユースのサービス実用化に向けトライアルを実施いたしました。また、自動車産業関連物流の国内およびグローバルでの更なる拡大として、昨年8月に三重朝日物流センターを竣工、安定稼働させるとともに、半導体関連材料および高機能素材の取扱い拡大として、昨年7月に亀山低温危険品倉庫を竣工、安定稼働させました。更には、新分野における物流取扱いの創出として、スマイルケア食分野への積極的な営業展開に取り組んでまいりました。

2. TRANCYグループ経営基盤の強化【事業基盤の強化・拡大】といたしまして、持続可能な輸送スキームの再構築として、取引先との協業により、半導体の製造過程で使用する特殊化学品のトラックによる輸送手段に鉄道輸送を組み込むなどのモーダルコンビネーションの運用を本稼働するとともに、化学品物流では拠点間輸送におけるRORO船、鉄道の本格的な活用も開始いたしました。グローバル物流事業の強化・拡大として、タイ現地法人における自社倉庫の拡充について検討を重ねてまいりました。基盤とする四日市港の物流機能の更なる拡充として、四日市港におけるコンテナ用耐震岸壁の拡張ならびに港湾機能の最適化に向けて行政と連携して取り組んでまいりました。DXを活用したBPR（Business Process Re-engineering）の推進として、ペーパーレスピッキングシステムおよび車両の受付システムを導入するとともに、継続的に新技術の研究・検討などに取り組んでまいりました。また、財務体質の強化として、グリーンローンの実行、グリーンボンドの発行など資金調達が多様化を図りました。更には、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の一環として、資本・財務戦略について検討を重ねてま

いりました。

3. ESG経営/サステナビリティの取組み推進における【物流事業を通じた環境への取組み（E=Environment）】といたしまして、TCFD提言に基づく情報開示に向けてSCOPE 1・2・3の算出を進めるとともに、複数の大型物流センターに太陽光発電システムを敷設し、発電電力を当社グループの他拠点においても再生可能エネルギーとして利用できるスキームを導入するなど、環境に配慮した事業の推進に取り組んでまいりました。

【会社の財産である“ヒト”の確保・育成（S=Social）】として、グローバル人材を育成するために、若手社員全員を対象とした短期海外出張研修を導入するとともに、多様な人材が活躍できるよう新たな職群を新設する人事諸制度の整備を実施しました。

【ガバナンスの強化および地域社会への貢献（G=Governance）】として、地域住民等の安心・安全に寄与するため、当社施設を災害発生時の避難施設として開放する協定を自治体と締結するなど、地域社会への貢献に取り組んでまいりました。また、企業風土の醸成を図るため、従業員全員が参加型のサステナビリティ活動に取り組んでまいりました。

当期の事業の概況は、総合物流事業におきましては、倉庫業では、取扱いが全般的には低調に推移したものの自動車部品関連商材の回復により、入出庫にかかる取扱量が増加し、期中平均保管残高は前期に比べ減少しました。港湾運送業では、四日市港における海上コンテナおよび完成自動車の取扱量は輸出・国内ともに増加したものの、石炭・オイルコークスおよび原料関係の取扱量は前期に比べ減少しました。陸上運送業では、鉄道輸送の取扱量は増加したものの、主力のトラック輸送およびバルクコンテナ輸送の取扱量は前期に比べ減少しました。国際複合輸送業では、海上輸送および航空輸送の取扱量は前期に比べ増加したものの、海外現地法人における取扱量は減少しました。このような状況により、総合物流事業全体の売上高は、前期比8.8%減の1,205億3千9百万円となりました。

その他の事業につきましては、依然として厳しい環境下ではありましたが、業務の効率化や収支改善に努めました。

以上の結果、当期の連結売上高は、倉庫業は自動車部品関連商材の取扱増加ならびに連結子会社の本格稼働が寄与したことにより好調に推移し、港湾運送業は業務の一部を倉庫業へ区分変更した影響により減少したものの順調に推移しました。一方で国際複合輸送業においては、海上運賃の正常化に伴い、極めて低調に推移したことにより、前期比8.6%減の1,225億5千5百万円となりました。連結経常利益は、大型新拠点の稼働に伴う一時費用の増加、販売費及び一般管理費の増加、持分法による投資利益ならびに為替差益の減少などにより、前期比18.3%減の73億5千2百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、自社利用のソフトウェア開発にかかる固定資産の減損もあり、前期比24.7%減の46億3千3百万円となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

①総合物流事業

総合物流事業全般の売上高は、前期比8.8%減の1,205億3千9百万円の計上となりました。

<倉庫業>

当部門におきましては、期中平均保管残高は前期比6.3%減の56万3千トンとなりました。期中貨物入出庫トン数につきましては、前期比3.8%増の864万3千トンとなり、保管貨物回転率は63.0%（前期58.4%）となりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比10.9%増の484億4千5百万円の計上となりました。

<港湾運送業>

当部門におきましては、四日市港における海上コンテナの取扱量は、前期比3.9%増の20万3千本（20フィート換算）と増加しました。また完成自動車の取扱量も輸出・国内ともに増加したものの、石炭・オイルコークスおよび原料関係の取扱量は前期に比べ減少しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比6.4%減の212億4千5百万円の計上となりました。

<陸上運送業>

当部門におきましては、主力のトラック輸送の取扱量は、前期比2.0%減の629万4千トン、鉄道輸送の取扱量は前期比0.9%増の15万トン、バルクコンテナ輸送の取扱量は前期比1.0%減の21万2千トンとなりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比0.7%増の183億6千6百万円の計上となりました。

<国際複合輸送業>

当部門におきましては、海上輸送における輸出入の取扱量は前期比6.3%増の182万4千トンとなり、航空輸送における輸出入の取扱量は前期比0.9%増の1,537トンとなりました。一方、海上運賃の正常化や為替の影響を受けました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比32.7%減の308億1千万円の計上となりました。

<その他>

当部門におきましては、場内作業の取扱量が減少しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比4.5%減の16億7千万円の計上となりました。

②その他の事業

その他の事業では、自動車整備業における車検取扱台数は前期比4.6%の減少、ゴルフ場の入場者数は前期比6.2%の減少、不動産事業の完成工事件数は前期比17.1%の増加となりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期比4.5%増の20億1千6百万円の計上となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は180億5千1百万円で、主なものといたしましては、倉庫建設等（120億6千4百万円）、車両運搬具（6億1千2百万円）、工具器具備品（4億3千2百万円）、機械および装置（16億3千3百万円）、ソフトウェア（5億2千8百万円）であります。

(3) 資金調達の状況

三重朝日物流センターの取得費用として、グリーンローンの実行で30億円、グリーンボンドの発行で80億円を調達いたしました。それ以外の設備投資に要した資金は、自己資金および金融機関からの借入金を充当いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

項目 \ 年度別(期別)	2020年度 (第107期)	2021年度 (第108期)	2022年度 (第109期)	2023年度 (第110期)
売上高(百万円)	101,173	116,750	134,063	122,555
経常利益(百万円)	5,290	8,368	8,996	7,352
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,636	5,597	6,155	4,633
1株当たり当期純利益(円)	72.29	87.14	95.73	72.53
総資産(百万円)	125,526	129,886	137,166	160,323
純資産(百万円)	66,981	72,778	79,742	89,205

②当社の財産および損益の状況

項目 \ 年度別(期別)	2020年度 (第107期)	2021年度 (第108期)	2022年度 (第109期)	2023年度 (第110期)
売上高(百万円)	89,195	98,051	107,601	96,891
経常利益(百万円)	3,863	6,027	5,924	4,696
当期純利益(百万円)	2,641	4,064	4,213	3,085
1株当たり当期純利益(円)	41.19	63.27	65.53	48.30
総資産(百万円)	100,586	102,990	106,188	126,433
純資産(百万円)	46,200	49,926	53,815	59,056

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、物価上昇による個人消費の停滞と、製造業における生産調整など、景気回復の停滞が予想されます。また引き続き世界各地で地政学的リスクが懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くと予想されます。

物流業界におきましては、国内では生産活動の悪化が予想され、輸出入貨物についても世界的な景気減速により不透明感が増し、また燃料費および資材費の高騰など、物流を取り巻く環境につきましては、引き続き変化への対応を求められる状況が続くと思われます。

このような状況のもと、当社グループでは、「中期経営計画」に掲げる、スローガン『Grow with the Next Value』の下、基本方針 1. 収益基盤の拡充によるトップライン向上 2. TRANCYグループ経営基盤の強化 3. ESG経営/サステナビリティの取組み推進 に基づき、様々な施策を実施してまいります。

1. 収益基盤の拡充によるトップライン向上といたしまして、特殊化学品の取扱拡大に向け、積極的な営業展開を図るとともに、新規拠点整備および機能拡充の検討を進めてまいります。また、新分野における物流取扱いの創出に向け、社会的ニーズが高まるスマイルケア食について、ECでの取扱いも含めて事業拡大を図り、倉庫自動化等の省人省力化を実現した取扱い開始に向けて取り組んでまいります。

2. TRANCYグループ経営基盤の強化といたしまして、グローバル物流事業の強化・拡大に向け、タイ現地法人における自社倉庫の増設による拠点拡充を図るとともにグローバルに連携可能なフォワーディングシステムの活用によりサービスの安定化を図ってまいります。また、持続可能な輸送スキームの再構築に向け、モーダルシフト・モーダルコンビネーションの展開や経営基盤である四日市港へのRORO船誘致にも取り組むとともに、四日市港の物流機能の更なる拡充に向け、引き続き四日市港におけるコンテナ用耐震岸壁の拡張ならびに港湾機能の最適化に向けて行政と連携して取り組んでまいります。更には、中長期的な企業価値向上の実現に向けて策定した新たな経営指標に基づき、収益性の向上や最適資本構成の実現を図ってまいります。

3. ESG経営/サステナビリティの取組み推進といたしまして、GHG排出量削減に向け、算出したSCOPE 1・2・3の分析を進め、太陽光発電設備の更なる導入や水素を活用した燃焼効率の高い荷役機器の導入など具体的な施策を検討するとともに、四日市港におけるカーボンニュートラルポートの実現に向け、水素やアンモニアなどの新たなエネルギーの取扱いの研究、検討を進めてまいります。また、人的資本の重要性を認識し、多様な価値観を尊重し多様な人財が活躍できる環境の整備を図ってまいります。更には、社会インフラである物流サービスを安定的に提供するため、防災およびBCPのより一層の充実を図ってまいります。

今後も当社グループ一丸となってお客さまのご期待に応えられるサービスを提供することにより、社業の発展と経営の強化に邁進する所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	当社の持株比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
四 日 市 海 運 株 式 会 社	20	89.2	港湾運送業
朝 日 海 運 株 式 会 社	24	100.0	港湾運送業
極 東 冷 蔵 株 式 会 社	130	89.6	冷凍ならびに冷蔵貨物保管業
株式会社トランスシティサービス	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
関西トランスシティサービス株式会社	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
四日市物流サービス株式会社	10	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
トランスシティロジスティクス中部株式会社	450	100.0	倉庫荷役業、物流加工業
株 式 会 社 東 西 荷 扱 所	35	100.0	通関業ならびに輸出入貨物取扱業
S T コ ネ ク ト ロ ジ ス ティ ク ス 株 式 会 社	90	60.0	倉庫荷役業、物流加工業
Trancy Logistics America Corporation	87	100.0	国際複合輸送業
セントラル自動車整備株式会社	30	100.0	自動車整備業
三 鈴 カ ン ト リ ー 株 式 会 社	50	100.0	ゴルフ場
ヨ ン ソ ー 開 発 株 式 会 社	75	100.0	不動産業、建設業、損害保険代理店業

(7) 主要な事業内容

①総合物流事業

倉庫業（倉庫保管、倉庫荷役、倉庫配送、物流加工・附帯作業等）
港湾運送業（沿岸荷役、船内荷役、上屋保管、船積一貫作業、通関、附帯作業等）
陸上運送業（貨物自動車運送、貨物利用運送等）
国際複合輸送業（国際複合輸送）
その他（場内作業等）

②その他の事業

不動産業、建設業、自動車整備業、スポーツ施設の経営等

(8) 主要な事業所

名 称		所 在 地
当 社	本店、中部支社、運輸事業部、S C M事業部、国際事業統括室	三重県四日市市
	中部支社名古屋支店	名古屋市中村区
	関西支社大阪支店	大阪市中央区
	関東支社東京支店、国際営業部	東京都港区
	運輸事業部鹿島支店	茨城県神栖市
子 会 社	四日市海運株式会社	三重県四日市市
	朝日海運株式会社	大阪府泉大津市
	極東冷蔵株式会社	三重県四日市市
	トランスシティロジスティクス中部株式会社	三重県四日市市
	STコネクトロジスティクス株式会社	三重県四日市市
	セントラル自動車整備株式会社	三重県四日市市
	三鈴カントリー株式会社	三重県鈴鹿市
	ヨンソー開発株式会社	三重県四日市市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称		従業員数（名）	前期末比増減（名）
総合物流事業	倉庫業	822	12
	港湾運送業	507	△3
	陸上運送業	286	8
	国際複合輸送業	774	33
	その他	12	0
	計	2,401	50
その他の事業		91	6
合 計		2,492	56

②当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
731	8	40.9	17.2

（注）従業員数は出向者（89名）を含んでおります。

(10) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	7,582
株 式 会 社 百 五 銀 行	7,425
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	7,117
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,594
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,388

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数……………240,000,000株
- (2) 発行済株式の総数…………… 67,142,417株
- (3) 株主数…………… 6,285名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,047	6.4
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	4,000	6.3
日本トランスシティグループ社員持株会	3,965	6.2
蒼 栄 会	3,551	5.6
東京海上日動火災保険株式会社	2,852	4.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,843	4.5
株 式 会 社 百 五 銀 行	2,683	4.2
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	2,683	4.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,144	3.4
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,501	2.4

（注） 持株比率は、自己株式（3,597,194株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役除く）	60,561	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- （注） 1. 上記は、自己株式の処分により譲渡制限付株式として交付しました。
2. 上記のほか、自己株式の処分により、譲渡制限付株式として執行役員（国内非居住者を除く）12名に対して、122,244株を交付しました。

(6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中に会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得いたしました。

- ・取得株式数 882,000株
- ・取得株式の種類 普通株式
- ・取得価額の総額 564,919千円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	安 藤 仁	営業本部長兼管理本部長兼国際本部長
取 締 役	伊 藤 豊 久	管理本部副本部長
取 締 役	小 林 長 久	株式会社百五銀行 社外取締役
取 締 役	小 川 謙	四日市商工会議所会頭
取 締 役	豊 田 長 康	学校法人鈴鹿医療科学大学学長
取 締 役	武 内 彦 司	社会福祉法人川島福祉会西浦保育園事務長
取 締 役	出 口 綾 子	
監 査 役（常勤）	伊 藤 久 弥	株式会社トーア紡コーポレーション 社外取締役（監査等委員）
監 査 役（常勤）	安 岡 隆 一	
監 査 役	永 田 昭 夫	公認会計士 パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役 竹田 i P ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	油 家 正	
監 査 役	松 村 格	弁護士

- (注) 1. 取締役豊田長康、取締役武内彦司、取締役出口綾子の3氏は社外取締役であります。
2. 監査役安岡隆一、監査役永田昭夫、監査役油家正、監査役松村格の4氏は社外監査役であります。
3. 監査役伊藤久弥氏は、当社の経理部門において長年にわたり財務・経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役安岡隆一氏は、他社において長年にわたり財務・経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役永田昭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役豊田長康、取締役武内彦司、取締役出口綾子、監査役安岡隆一、監査役永田昭夫、監査役油家正、監査役松村格の7氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 2023年6月29日開催の第109回定時株主総会において、安岡隆一氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

8. 2024年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。なお、*印は取締役を兼務しています。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
社長執行役員 *	安 藤 仁	営業本部長兼管理本部長兼国際本部長
副社長執行役員	後 藤 孝 富	営業本部副本部長兼第二営業推進室担当
専務執行役員 *	伊 藤 豊 久	管理本部副本部長
常務執行役員	小 菅 能 正	情報システム部担当 トランスシティコンピュータサービス株式 会社 取締役社長 ヨンソー開発株式会社 取締役社長
常務執行役員	岡 本 浩 明	国際本部副本部長兼国際事業統括室担当 兼 A S E A N ・ 欧州 ・ 中国事業統括
常務執行役員	青 井 光 大	中部支社長、営業開発室担当 中部コールセンター株式会社 取締役社長
常務執行役員	奥 山 謙 介	労務担当 四日市海運株式会社 取締役社長 四日市物流サービス株式会社 取締役社長 ワイケイ物流サービス株式会社 取締役社長
執行役員	谷 口 誠	北米事業統括（米国駐在）
執行役員	棚 橋 昭 徳	経営企画部長
執行役員	井 上 猛	関東支社長、第一営業推進室担当
執行役員	太 田 聖	S C M 事業部長、第三営業推進室担当
執行役員	田 中 克 典	関西支社長
執行役員	長 谷 川 傑	運輸事業部長
執行役員	瀬 古 智 広	中部支社国際貨物部長
執行役員	平 岡 豊	総務部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役豊田長康、取締役武内彦司、取締役出口綾子、監査役永田昭夫、監査役油家正、監査役松村格の6氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

①被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものであります。ただし、贈賄行為などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、企業業績、中長期的な企業価値向上への貢献意欲向上を動機づけるとともに、株主との価値共有を図ることができる透明性・公正性・合理性の高い報酬体系とすることとし、具体的には次の事項を基本としております。

- ・社内取締役(国内非居住者を除く)の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬である株式報酬で構成する。
- ・社内取締役（国内非居住者）および社外取締役の報酬は、金銭報酬のみで構成する。

上記に基づき当社は取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めております。当該決定方針は、報酬委員会へ諮問・答申のうえ、取締役会で決議しております。また、取締役の個人別の報酬額は、報酬委員会による審議と答申を得て、取締役全員に諮ったうえで取締役会の決議により決定しております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

<取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針>

I 取締役の個人別の金銭報酬は株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内（月額1千2百万円以内）において、次の事項を総合的に勘案して妥当な額を決定する。

- ・中長期的な業績動向および業績達成状況
- ・経営環境および経済状況
- ・他の役職員の報酬
- ・役位、役割
- ・在任年数

- ・同業種または当社の事業規模に類似する企業の報酬水準
- ・過去の報酬実績

Ⅱ 金銭報酬は、原則、固定報酬として月例で支給する。

Ⅲ 株式報酬の内容等については次のとおりとする。

- ・株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とする。
- ・会社は譲渡制限付株式を付与するための金銭債権を支給するものとし、対象となる取締役（以下、対象取締役という）は当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込む。これにより、会社は当該金銭債権に相当する会社普通株式を対象取締役に割り当てる。
- ・取締役の個人別の譲渡制限付株式を付与するための金銭債権は、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内（年額6千万円以内）で、Ⅰに掲げる事項を総合的に勘案して妥当な額を決定する。
- ・譲渡制限付株式を付与するための金銭債権は、原則として将来の2事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給する。従って、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額に基づき、実質的には1事業年度では3千万円以内、月額換算すると2.5百万円以内の支給とする。
- ・譲渡制限付株式として付与する株式の数は譲渡制限付株式を付与するための金銭債権として決定した額に相当する株数で、総数としては年25万株以内とする。（実質的には1事業年度では12.5万株以内）
- ・譲渡制限付株式の付与にあたっては、会社は対象取締役と譲渡制限付株式割当契約（以下、割当契約という）を締結するものとする。
- ・会社は取締役会において3年から5年間までの間で譲渡制限期間を定め、割当株式に譲渡制限を付すものとし、当該期間中に割当契約に定める地位にあったことを条件として当該期間満了後に譲渡制限を解除する。なお、割り当てを受けた取締役が譲渡制限期間中に任期満了または定年その他正当な事由により退任した場合、割当契約に基づき割当株式の譲渡制限を解除するものとし、任期満了または定年その他正当な事由以外により退任した場合、割当株式は会社が無償取得する。

<金銭報酬の額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の額に対する割合の決定に関する方針>

社内取締役（国内非居住者を除く）に対する金銭報酬の額および株式報酬の額の個人別の額に対する割合は、年間の報酬総額に対し、金銭報酬85%、株式報酬15%を目安に設定する。

なお、社内取締役は、原則として金銭報酬の約5%以上を本人の決定により役員持株会を通じて当社株式購入費用に充当することとする。

② 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数（名）
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	148 (16)	128 (16)	19 (－)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	50 (31)	50 (31)	－ (－)	5 (4)
合計	198	178	19	12

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬として割り当てる当社の株式であり、割り当ての際の条件等は「①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。なお、譲渡制限付株式は原則として将来の2事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給するため、当事業年度における非金銭報酬等の額は当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額となります。
2. 2017年6月29日開催の第103回定時株主総会において、「①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり取締役の金銭報酬の額を決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月29日開催の第103回定時株主総会において、「①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり株式報酬の額および株式数の上限を決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第95回定時株主総会において月額6百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社との関係

- ・取締役豊田長康氏は、学校法人鈴鹿医療科学大学学長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役武内彦司氏は、社会福祉法人川島福祉会西浦保育園事務長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役永田昭夫氏は、パレモ・ホールディングス株式会社の社外取締役および竹田 i P ホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間にはいずれも特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	豊 田 長 康	当期に開催した取締役会16回中16回に出席いたしました。 当社は、豊田長康氏に対して医師や大学学長としての専門的見地から特に傷病の予防および公衆衛生について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。同氏は取締役会において中長期的な設備投資やコンプライアンスの充実に向けての取組み等、当社の経営に照らして監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、同氏は指名委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で取締役・執行役員の職務執行の妥当性や役員選定に向けた監督機能を主導するとともに、報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定に関与しております。
取 締 役	武 内 彦 司	当期に開催した取締役会16回中16回に出席いたしました。 当社は、武内彦司氏に対して行政分野での要職を歴任した経験から特に組織管理および人材活用について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。同氏は取締役会において労働市場の課題を背景とした今後の人材の活用や人的投資、当社グループの拠点整備等について、当社の経営に照らして監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、同氏は報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定における監督機能を主導するとともに、指名委員会の委員として当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で取締役・執行役員の職務執行の妥当性や役員選定に向けた監督に関与しております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	出 口 綾 子	当期に開催した取締役会16回中16回に出席いたしました。 当社は、出口綾子氏に対して米国での大学講師を務めた経験から特にグローバルに活躍できる人材の教育や国際的な事業展開の推進について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。同氏は取締役会において2024年問題に対する当社の対策やグローバルな視点での人事施策について、当社の経営に照らして監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、同氏は報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定における監督に関与するとともに、指名委員会の委員として当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で取締役・執行役員の職務執行の妥当性や役員選定に向けた監督に関与しております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況
監 査 役	安 岡 隆 一	2023年6月29日の就任以降に開催した取締役会13回中13回、監査役会10回中10回に出席いたしました。会社経営ならびに長年にわたり財務・経理業務に関与した経験から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	永 田 昭 夫	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況
監 査 役	油 家 正	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席いたしました。会社経営ならびに主に行政分野での要職を歴任した経験から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	松 村 格	当期に開催した取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席いたしました。弁護士および大学教授としての専門的見地から取締役会では、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づく取締役会の決議の省略（書面決議）を1回行いました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	52百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をいたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債の発行に係るコンフォート・レターの作成業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで、重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「企業理念」、「行動指針」および「行動規範」を定めた「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を役員および使用人に周知することで、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の基盤とする。
- ・コンプライアンスに関する体制を整備し、コンプライアンスを確実に実施することを支援・指導する組織として、リスク管理委員会の下部委員会として「コンプライアンス委員会」を設置し、体制・施策等の充実を図るとともに、コンプライアンスに関する啓蒙・教育活動を行う。
- ・法令・企業倫理に関する相談・通報に対し、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、必要に応じてその調査と対応策を実施する。
- ・内部監査組織「内部統制室」により、使用人の職務執行が法令および定款に適合しているか、定期的に監査し、業務の評価・是正を行う。

② 取締役および執行役員の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務の執行にかかる情報については、取締役会規程、稟議規程および文書保存規程に従い、適切に保存および管理する。

③ 当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に影響を及ぼすリスクを除去し、可能な限り被害を極小化するため、リスク管理委員会を設置し、委員会の下にはリスクに応じた各種委員会を設置する。リスク管理委員会はリスク管理委員会規程の定めにより、リスク管理推進の基本方針・施策の決定、緊急時における組織体制の構築、グループ社員への教育の実施、当社グループ内へ提供するリスク管理情報の決定等を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員を選任することにより、取締役会の運営の効率化、運営の強化ならびに監督機能の強化を図る。
- ・取締役会の意思決定の効率化を図るため、経営・関係会社における重要事項を協議する常務役員会ならびに中期経営計画を推進するうえで重要な課題について協議する経営計画委員会を開催する。
- ・取締役の職務の執行に際し、組織規程および職務権限規程に判断基準を定め、経営の効率性を図る。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の管理業務は関連事業部が行うものとし、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告は関連事業部および担当取締役が定期的に受ける。
- ・内部統制室による定期的な監査を実施し、子会社の業務の評価・是正を行う。

- ・子会社における経営上の重要事項については、当社常務役員会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
 - ・当社の取締役、監査役、執行役員および使用人を子会社の取締役や監査役として派遣し、子会社の管理体制を強化する。また、グループ共通の会計システムの導入、子会社に対する間接業務の提供、資金調達の効率化のためのシステムの導入などにより、職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。
 - ・「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を子会社の役員および使用人に周知することで、法令遵守および社会倫理の遵守をグループ経営の基盤とする。
- ⑥ **監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 当社は、監査役の監査機能の充実を図るため、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会事務局員を配置する。
- ⑦ **前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 上記の使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人としての職務の範囲内においては、監査役の指揮命令に従い、その職務を補助する。また、当該使用人の人事異動等については、監査役および監査役会の同意を要する。
- ⑧ **当社の取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・監査役は、取締役会の他、当社重要会議に出席し、取締役、執行役員、部支店長、子会社取締役の業務執行状況の報告を聴取する。
 - ・監査役は、会計監査、業務監査を定期的に実施し、取締役、執行役員および使用人からの報告を受けるとともに、随時、取締役、執行役員および使用人より、その業務執行状況の報告を求める。
 - ・子会社の役員および使用人から監査役への報告は、直接行う方法のほか、内部統制室または関連事業部を通じて行う。
 - ・監査役は、内部統制室と定期的な情報交換会を実施するとともに、内部監査の結果については、その報告を受ける。
 - ・監査役は、関連事業部と定期的な情報交換会を実施するとともに、子会社の状況について、報告を受ける。
 - ・監査役は、子会社の監査役との間で、意見交換および情報交換を行う。

⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、法令・企業倫理に関する相談・通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」および「コンプライアンス規程」において定め、相談・通報・報告した者を保護する。

⑩ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用等について、会社に前払い等の請求をしたときは、監査役監査規程および役員旅費規程に基づき、当該費用または債務を処理する。

⑪ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、代表取締役ならびに会計監査人との間で、定期的な協議を実施し、意見交換と情報の共有化を図る。

⑫ **反社会的勢力を排除するための体制**

当社は、企業防衛の観点より、反社会的勢力との関係遮断を必要不可欠と考え、「反社会的勢力への対応マニュアル」を整備するなど、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある団体・個人による不当な要求等への対策の強化を図る。万が一、このような団体・個人が関わりをもってきたり、金銭等の要求をしてきたりした場合には、毅然とした態度をもって接し、組織的な対応により、不当な要求を断固として排除する。また、当社の意に反し、このような団体・個人と関わりをもってしまった場合には、社内関係部門および外部専門機関との協力体制により、速やかに関係解消に向け対応する体制を整備する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンス・教育について**

当社では、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。コンプライアンスに関しては、企業理念・行動指針・行動規範を合わせた企業倫理要綱を制定し、グループの全社員に対してリーフレットを配布し、それらの浸透を図っております。

また、リスク管理委員会を2回開催し、グループ全体のリスクの把握および管理を行いました。

② **重要会議の開催状況について**

取締役会を16回開催し、取締役の職務執行の適法性・適正性を確保するとともに効率性を高めるため、社外取締役、社外監査役が常時出席いたしました。

常務役員会を24回開催し、経営に関する重要事項および関係会社における重要事項を協議いたしました。

経営計画委員会を23回開催し、中期経営計画を推進するうえで重要な課題について協議いたしました。

部店長会議を12回開催し、経営意思決定の即時伝達や各部店の営業報告等を行い、情報の共有化を図りました。

③ 内部監査の実施について

社長直轄の内部統制室は、第110期内部監査基本計画書に基づき、内部監査を実施いたしました。

また、「財務報告に係る内部統制基本方針書」に基づき、内部統制室と内部統制推進委員が財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の検証・評価を実施いたしました。

内部統制室は、監査役との情報交換会を12回実施し、内部監査の結果および財務報告に係る内部統制の進捗状況等について報告を行いました。

④ 監査役の職務執行について

各監査役は、年間の監査計画に基づき当社全部門および子会社の会計監査および業務監査を実施し、取締役および使用人からの報告を受けるとともに、稟議事項の監査など、日常の監査上で発見した諸課題について、随時、取締役、執行役員および使用人より、その報告を受けました。

監査役は取締役会、常務役員会、経営計画委員会、部店長会議、関係会社経営会議およびリスク管理委員会他、社内の重要会議に出席し、取締役、執行役員、部店長および子会社取締役の業務執行状況を確認いたしました。

監査役は、現場の状況を把握するため、上記業務監査に加えて営業所視察を実施いたしました。

監査役は、関連事業部と情報交換会を12回実施し、企業集団を構成する関係会社における諸課題について報告を受けました。また、関連事業部主催の関係会社監査役研修会に出席し、子会社の監査役との意思疎通の充実と情報の共有化を図りました。

監査役は、代表取締役との協議を実施し、経営に関する意見の交換と情報の共有化を図りました。

監査役は、会計監査人とのミーティングを12回開催し、意見の交換と情報の共有化を図りました。

.....
この事業報告については、特に注記のない限り、次により記載しております。

1. 比率は、表示単位未満を四捨五入。
2. 比率以外の金額および株式数などは、表示単位未満を切捨。ただし、1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入。

連結貸借対照表

2024年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	44,005	流 動 負 債	19,683
現 金 及 び 預 金	21,993	営 業 未 払 金	9,654
受取手形、営業未収金及び契約資産	18,027	短 期 借 入 金	2,370
棚 卸 資 産	254	1年内返済予定の長期借入金	2,251
そ の 他	3,797	未 払 法 人 税 等	359
貸 倒 引 当 金	△67	賞 与 引 当 金	1,287
固 定 資 産	116,317	そ の 他	3,761
有 形 固 定 資 産	83,474	固 定 負 債	51,434
建 物 及 び 構 築 物	40,419	社 債	8,000
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,094	長 期 借 入 金	29,091
土 地	35,012	繰 延 税 金 負 債	4,750
建 設 仮 勘 定	587	再評価に係る繰延税金負債	3,694
そ の 他	2,361	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,131
無 形 固 定 資 産	1,055	長 期 預 り 保 証 金	2,031
投資その他の資産	31,788	そ の 他	1,735
投 資 有 価 証 券	23,099	負 債 合 計	71,117
繰 延 税 金 資 産	993	純 資 産 の 部	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	6,598	株 主 資 本	76,850
そ の 他	1,107	資 本 金	8,428
貸 倒 引 当 金	△11	資 本 剰 余 金	6,870
資 産 合 計	160,323	利 益 剰 余 金	63,194
		自 己 株 式	△1,642
		その他の包括利益累計額	8,670
		その他有価証券評価差額金	6,726
		土 地 再 評 価 差 額 金	△1,364
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,356
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,951
		非 支 配 株 主 持 分	3,684
		純 資 産 合 計	89,205
		負 債 純 資 産 合 計	160,323

(百万円未満切捨)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監查報告

貸借対照表

2024年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
百万円		百万円	
流 動 資 産	32,952	流 動 負 債	25,053
現金及び預金	13,636	営業未払金	6,882
受取手形	4	短期借入金	13,733
電子記録債権	413	1年内返済予定の長期借入金	1,976
営業未収金	15,530	未払金	551
貯蔵品	58	未払費用	277
前払費用	469	未払法人税等	101
短期貸付金	372	預り金	416
その他の	2,532	賞与引当金	710
貸倒引当金	△66	その他	404
固 定 資 産	93,481	固 定 負 債	42,323
有形固定資産	69,679	社債	8,000
建築物	31,844	長期借入金	25,479
構築物	1,973	繰延税金負債	3,169
機械及び装置	2,564	再評価に係る繰延税金負債	3,694
船舶	0	退職給付引当金	1,139
車両運搬具	359	資産除去債務	597
工具、器具及び備品	1,040	その他	244
土地	31,313	負 債 合 計	67,377
建設仮勘定	584	純 資 産 の 部	
無形固定資産	896	株 主 資 本	54,085
ソフトウェア	610	資 本 金	8,428
その他	285	資 本 剰 余 金	6,834
投資その他の資産	22,905	資 本 準 備 金	6,544
投資有価証券	13,543	その他資本剰余金	289
関係会社株式	3,959	利 益 剰 余 金	40,465
長期貸付金	571	利 益 準 備 金	1,200
前払年金費用	3,826	その他利益剰余金	39,265
その他の	1,011	配当準備積立金	400
貸倒引当金	△6	特別償却準備金	46
資 産 合 計	126,433	固定資産圧縮積立金	1,211
		別 途 積 立 金	6,400
		繰越利益剰余金	31,207
		自 己 株 式	△1,642
		評価・換算差額等	4,971
		その他有価証券評価差額金	6,335
		土地再評価差額金	△1,364
		純 資 産 合 計	59,056
		負 債 純 資 産 合 計	126,433

(百万円未満切捨)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監查報告

– 34 –

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

日本トランスシティ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本トランスシティ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トランスシティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

日本トランスシティ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本トランスシティ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

日本トランスシティ株式会社 監査役会

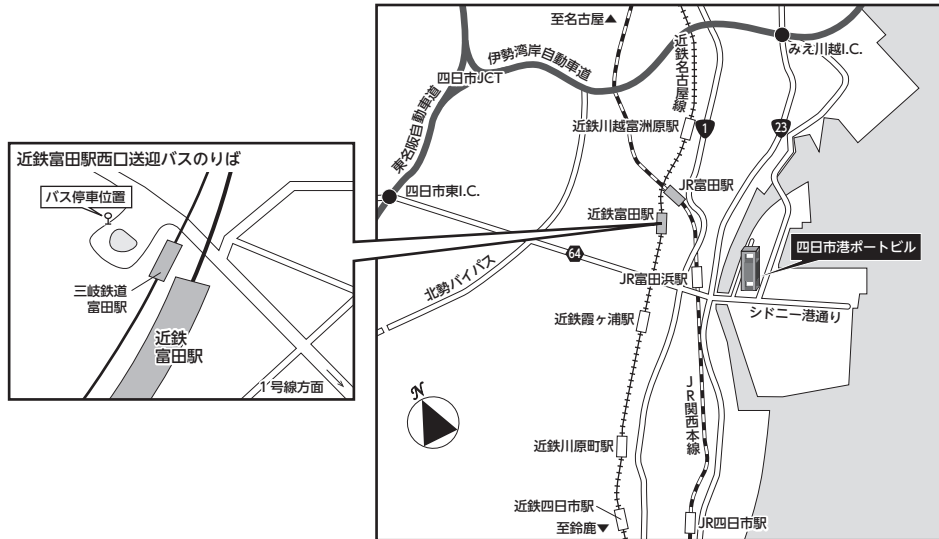
監査役（常勤）	伊	藤	久	弥	⑨
監査役（常勤）	安	岡	隆	一	⑨
監査役	永	田	昭	夫	⑨
監査役	油	家		正	⑨
監査役	松	村		格	⑨

(注) 監査役安岡隆一、監査役永田昭夫、監査役油家正及び監査役松村格は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

三重県四日市市霞二丁目1番地の1 四日市港ポートビル2階大会議室



【交通機関のご案内】

「JR富田浜駅」から徒歩15分

送迎バス

当日、会場への送迎バスを次のとおり運行しますので、ご希望の方はご利用ください。
なお、当日の道路混雑等の交通事情によって、バスの到着が遅れる場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

送迎バス発車時刻

近鉄名古屋線「近鉄富田駅西口」①午前9時08分発、②午前9時25分発



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。